第 12 号議案

平成29年度(2017年度)町田市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度(2017年度)町田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

/ 4 \ .=	.	*L	447+
(1)病	床	数	447床

(2)年間患者数 入院 135,419人 外来 287,920人 (3)1日平均患者数 入院 371人 外来 1,180人

(4)主な建設改良事業 医療機器等購入費 264,568 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益 第1項 医 業 収 益 第2項 医業外収益 第3項 特 別 利 益	収	入	13, 672, 219 千円 12, 083, 202 千円 1, 570, 331 千円 18, 686 千円
第1款 病院事業費用 第1項 医 業 費 用 第2項 医業外費用 第3項 特 別 損 失 第4項 予 備 費	支	出	14, 520, 817 千円 13, 854, 484 千円 568, 262 千円 68, 071 千円 30, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額774,919千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする)。

	収	人	
第1款 資本的収入			162,706 千円
第1項 企業債			78,000 千円
第2項 固定資産売却代金			1 千円
第3項 都 補 助 金			84, 705 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			937,625 千円
第1項 建設改良費			264, 568 千円
第2項 企業債償還金			673,057 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
町田市民病院 医療機器整備 事業	千円 78, 000	証券のり又度入きする書発他、はへれるる。となりではいる。ことをはいる。ことは、はないのではとした。このでは、まに一翌でが前では、まに一翌でが前では、まに一翌で借きる。	5.0%以内(ただしる) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	借入先の融資条件による。 をだしより据置期間といるのが、 を短によりの を短縮し、 を短縮に を短縮に できる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,547,941千円
- (2)交際費600千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,991,024千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名称	数量
医療機器	X線撮影読取装置	1 式
医療機器	内視鏡ビデオシステム機器	1 式

平成29年(2017年)2月24日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一